

○北海道開発局告示第三十一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長 遠藤 達哉

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（令和七年北海道開発局告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により算出した額とす  
 内、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により算出した額とす （ケーブル等を除く。）	占有面積 一平方メートルに つき一年	一月以上 三十円 一月未満 三十三円
その他		
ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	
(略)		

二 (略)

改正前

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により算出した額とす  
 内、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により算出した額とす （ケーブル等を除く。）	占有面積 一平方メートルに つき一年	一月以上 三十円 一月未満 三十三円
その他		
ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	
(略)		

二 (略)

## 附 則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○北海道開発局告示第八十四号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

北海道開発局長 遠藤 達哉

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占用料

占 用 区 分	単 位	金 額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	一月以上 三十円 一月未満 三十三円
その他 ケーブル等	長さ一メートルにつき一年	
備考 1 占用面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル未満若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル未満若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 2 占用の期間が一月以上の場合、その期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。		

二 土砂採取料

採 取 物 区 分		単 位	金 額
土砂	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの	一立方メートルにつき	百五十四円
砂	直径〇・五センチメートル未満のもの		百八十七円
切込砂利	直径〇・五センチメートル以上八センチメートル未満のもので土砂交じりもの		
砂利	直径〇・五センチメートル以上八センチメートル未満のもので土砂を含まないもの		
栗石	直径八センチメートル以上十五センチメートル未満のもの	千五十六円	二百五十三円
玉石	直径十五センチメートル以上三十センチメートル未満のもの		
転石	直径三十センチメートル以上のもの		
備考 採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。